

議案第九十五号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人財団百葉の会

静岡県富士市五貫島百七十五番地

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

(説明)

虎ノ門高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。